

## 市議第 2 号

### 市役所の耐震補強か建て替えかを選択する住民投票条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び各務原市議会会議規則（昭和 46 年議会規則第 1 号）第 14 条の規定により提出します。

平成 29 年 3 月 8 日提出

提出者	各務原市議会議員	杉山 元則
賛成者	〃	波多野こうめ
賛成者	〃	永治 明子
賛成者	〃	古川 明美

#### 提案理由

平成 28 年 12 月議会で、有効署名 8,676 名と共に「市役所の耐震補強か建て替えかを選択する住民投票条例」が提出されましたが、否決されました。しかし市議会議員選挙を経ても市民は納得していません。市役所建て替えに反対を表明した候補者も当選をしています。議会は改選により新しい議員構成となりましたので、改めて議会の意志を問いたいと考えます。

浅野市長が「建て替え」と決定するまでのプロセスは十分とはいえず、とりわけ耐震補強についての検討や議論は不十分のまま「建て替え」の決定をしています。市民からは、いつ決まったのか、建て替えの議論ばかりだ、各務原台地は岩盤の上にあるから地震に強いではなかったのか、建て替えに賛成の人も住民投票で意志を示すべきだ、本当に建て替えが必要なのか、などなど、市民の間で議論が尽くされていないことが伺える声が寄せられています。また熊本地震など各地の震災を経験して、明日にも起こるかも知れない大地震に備えて「ただちに耐震補強を」との声も高まっています。

市役所の建て替えは 80 億円もかける大型公共事業です。この大事業を主権者である住民の意志で決めさせて、と 9,000 名を超える市民のみなさんが住民投票に賛同する署名をされています。この市民のみなさんの意志を尊重し、「市役所の耐震補強か建て替えか」を住民投票で決めさせていただきたく、地方自治法第 112 条及び各務原市議会会議規則第 14 条の規定により、この条例案を提出するものです。

各務原市議会議長 様

## 市役所の耐震補強か建て替えかを選択する住民投票条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市の市役所建て替え計画に関して、耐震補強か建て替えかを市民が選択する住民投票を行い市民の意思を明らかにし、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

### (住民投票の実施)

第2条 住民投票は、次のとおり実施する。

- (1) 住民投票に付する事項は、市役所の耐震補強か建て替えかを選択することに関し、市民の意思を明らかにするため、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。
- (2) 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障すると共に市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

### (住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行する。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、各務原市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任する。

### (住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、平成29年執行予定の各務原市長選挙の投票日とする。

2 市長は、投票日の少なくとも7日前までに投票日の告示をしなければならない。

### (投票の資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 投票日において年齢満18歳以上の日本国籍を有する者。
  - (2) 前条第2項の規定による告示の前日において、その者に係る本市の住民票が策定された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記載されているもの（投票日（期日前投票にあつては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）まで引き続き本市に住所を有していないものを除く。）
- 2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票における投票の資格を

有しない。

(投票の方法)

第6条 住民投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は市役所の耐震補強に賛成するときは投票用紙の耐震補強欄に○を、建て替えに賛成するときは投票用紙の建て替え欄に○を記載して、投票箱に入れなければならない。

2 前項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申立て代理投票をさせることができる。

4 点字による投票の方法は、別に定める。

(情報公開)

第7条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならない。

(住民投票運動)

第8条 住民投票運動は自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは、不当に干渉されるものであってはならない。

(投票及び開票)

第9条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第10条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公表すると共に、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第11条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の過半数の結果の重みを斟酌しなければならない。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、住民投票の実施の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。